

高等学校における脱炭素・未来ワークショップ運営業務委託  
仕様書

令和5年6月

岩手県立大学

この「仕様書」は、岩手県立大学(以下「県」という。)が実施する「脱炭素・未来ワークショップ運営業務」(以下「本業務」という。)に係る委託候補者の選定に関して、岩手県立大学が契約する事業者(以下「受託者」という。)に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者(以下「参加者」という。)の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 業務の目的

JST「共創の場形成支援プログラム」(COI-NEXT)共創分野・本格型「ビヨンド・“ゼロカーボン”を目指す“Co-JUNKAN”プラットフォーム」研究拠点に関し、岩手県立大学が参画する研究開発課題2「自律的変革を生むCo-learning基盤」について、岩手サテライトが実施する、高等学校総合学習におけるワークショップを効率的に実施するため、以下の業務を委託するもの。

## 2 委託期間

委託契約日から令和6年3月31日まで

## 3 委託料上限額

1,200千円(消費税及び地方消費税を含む)

## 4 委託業務の内容

### (1)脱炭素・未来ワークショップの実施

#### ア 実施場所

岩手県葛巻町

#### イ 参加人数

実施を計画する高等学校の1年生、2年生 合計生徒数

#### ウ 実施回数

1年生、8月1回、9月1回 2年生 8月1回、9月1回 延べ4回

(ただし 1, 2年生 同日同時刻開催することも可能)

3年生 ワークショップは行わないが、研究のまとめとして研究収録を作成すること(200部程度)

#### エ ワークショップの内容

- ・ ワークショップの進め方は、「脱炭素・未来ワークショップの手引き(参考資料)」を基本とし、大幅に変更する場合は、岩手県立大学と協議すること。
- ・ 高等学校の生徒がワークショップに円滑に参加、議論出来るよう身近な市民や有識者による話題を提供するなど、学校側と十分に協議を行い取り組むこと。
- ・ 参加した高等学校生徒から、岩手県立大学及び高等学校が作成する意識調査を行うこと。

#### オ 実施高等学校とのR6年度実施計画調整

- ・ R6年度に行われる実施高等学校総合学習における脱炭素・未来ワークショップの日程調整を学校と行い、その計画を立てること。
- ・ R6年度に行われる高等学校総合学習3年生の発表会場を、交渉・確保すること。
- ・ 交渉し仮決定した日時は一覧表にして提出すること。

## (2) 実施スケジュール

委託契約後は、関係機関との協議などを速やかに行い、本業務の業務計画書(任意様式)を発注者へ提出すること。

## (3) 報告書の作成

ワークショップを実施した都度、その実施内容等を取りまとめ、別紙報告様式を作成の上、ワークショップ開催後に速やかに提出すること。

成果物については、A4判の規格で製本したものを1部提出するとともに、制作物はデジタル化再利用可能な状態のものと、PDFファイルなど印刷状態を固定化したもの2種をCD-R等の電子記録媒体に記録したものを1部提出すること。

## 5 契約に関する事項

### (1) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(令和5年3月30日公立大学法人岩手県立大学個人情報の保護等に関する規定第2章)を遵守しなければならない。

### (2) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (3) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物並びに資料及びその利用に関する著作権、所有権等については、原則として委託料の支払の完了をもって受託者から岩手県立大学に移転するものとする。ただし、成果物を本業務以外で使用する等、契約によりがたい事案が生じた場合は、その都度協議しなければならない。

### (5) 備品等の取扱い

本業務の実施に必要となる機械・器具の購入等については、原則としてリース又はレンタルでの対応とする。

### (6) その他

本業務の実施に当たり本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに岩手県立大学と協議を行うこと。